

### 3.3 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に係る施策の内容

#### 3.3.1 公害防止関係

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）や、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）等の各法律及び岩手県の「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（平成 13 年条例第 71 号。以下「生活環境保全条例」という。）に基づく規制基準等がある。

公害防止関係の主な法令等の一覧を表 3.3-1 に示す。

表 3.3-1 公害防止関係の主な法令等

| 区分   | 法令                             |       | 定められている事項                        | 事業との関連性 |
|------|--------------------------------|-------|----------------------------------|---------|
| 大気汚染 | 環境基本法                          |       | 環境基準                             | ○       |
|      | ダイオキシン類対策特別措置法                 |       | 環境基準、規制基準                        | ×       |
|      | 大気汚染防止法                        |       | 規制地域、排出基準（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素） | ×       |
|      | 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 |       | 排出規制基準                           | ×       |
| 騒音   | 環境基本法                          |       | 環境基準                             | ○       |
|      | 騒音規制法                          |       | 規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業）          | ×       |
|      |                                |       | 自動車騒音の要請限度                       | ○       |
|      | 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 |       | 規制地域・規制基準（騒音関係施設、特定建設作業）         | ×       |
| 振動   | 振動規制法                          |       | 規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業）          | ×       |
|      |                                |       | 自動車振動の要請限度                       | ○       |
| 悪臭   | 悪臭防止法                          |       | 規制地域・規制基準（敷地境界線、排出口、排出水中）        | ×       |
| 水質   | 環境基本法                          | 水質    | 環境基準                             | ○       |
|      |                                | 地下水水質 | 環境基準                             | ○       |
|      | ダイオキシン類対策特別措置法                 |       | 環境基準、排水基準                        | ○       |
|      | 水質汚濁防止法                        |       | 排水基準                             | ×       |
|      | 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例 |       | 排水基準（上乗せ基準）                      | ×       |
|      | 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 |       | 排水基準                             | ×       |
|      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律               |       | 維持管理基準                           | ○       |
| 底質   | ダイオキシン類対策特別措置法                 |       | 環境基準                             | ○       |
| 土壌汚染 | 環境基本法                          |       | 環境基準                             | ○       |
|      | ダイオキシン類対策特別措置法                 |       | 環境基準                             | ○       |
|      | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律             |       | 農用地土壌汚染対策地域                      | ×       |
|      | 土壌汚染対策法                        |       | 指定区域、届出                          | ×       |

## (1) 大気汚染

### 1) 環境基準

#### a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく環境基準は、表 3.3-2～表 3.3-5 に示すとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 項目について設定されている。

表 3.3-2 大気環境に係る環境基準（二酸化硫黄等 5 物質）

「大気の汚染に係る環境基準について」

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

「二酸化窒素に係る環境基準について」

昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

| 物質     | 二酸化硫黄                                                                        | 一酸化炭素                                                                             | 浮遊粒子状物質                                                                                                  | 二酸化窒素                                                                    | 光化学オキシダント                   |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 環境上の条件 | 1 時間値の 1 日<br>平均値が<br>0.04ppm 以下で<br>あり、かつ 1 時<br>間値が 0.1ppm<br>以下であるこ<br>と。 | 1 時間値の 1 日<br>平均値が 10ppm<br>以下であり、か<br>つ、1 時間値の 8<br>時間平均値が<br>20ppm 以下であ<br>ること。 | 1 時間値の 1 日<br>平均値が<br>0.10mg/m <sup>3</sup> 以下<br>であり、かつ、1<br>時間値が<br>0.20mg/m <sup>3</sup> 以下<br>であること。 | 1 時間値の 1<br>日平均値が<br>0.04ppm から<br>0.06ppm のゾ<br>ーン内又はそ<br>れ以下である<br>こと。 | 1 時間値が 0.06ppm 以<br>下であること。 |

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 $\mu$ m 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。
4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、または、これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

表 3.3-3 大気環境に係る環境基準（有害大気汚染物質）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号

| 物質         | 環境上の条件                                  |
|------------|-----------------------------------------|
| ベンゼン       | 1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   |
| ジクロロメタン    | 1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  |

備考) 1 年平均値は、連続 24 時間のサンプリングを月 1 回以上実施して算出する。（平成 2.1.12 環大企第 37 号、平成 2.1.12 環大企第 26 号～第 27 号）

表 3.3-4 大気環境に係る環境基準（微小粒子状物質）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」 平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号

| 基準値                                                                                     | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この環境基準は、微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、櫛過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。</li> <li>・この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> <li>・微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が <math>2.5\mu\text{m}</math> の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> </ul> |

表 3.3-5 大気質のダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

| 基準値                              | 備考                                                         |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------|
| $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下 | 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。基準値は、年平均値とする。 |

## 2) 規制基準

### a) 法による規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設に対する規制基準が定められ、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）では、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設に対する規制基準が定められている。

当該事業計画においては、対象施設とされる設備はない。

### b) 条例による規制

「生活環境保全条例」では、「大気汚染防止法」の規制の及ばない小規模の指定ばい煙発生施設について、ばい煙の排出規制基準、設置等の届出の義務が定められている。

当該事業計画においては、対象施設とされる設備はない。

## (2) 騒音

### 1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」に基づく類型指定地域ごとの騒音に係る環境基準は、表 3.3-6 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は類型指定されていない。

表 3.3-6 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

| 地域の類型  | 基準値               |                   |
|--------|-------------------|-------------------|
|        | 昼間 午前 6 時～午後 10 時 | 夜間 午後 10 時～午前 6 時 |
| A A    | 50 デシベル以下         | 40 デシベル以下         |
| A 及び B | 55 デシベル以下         | 45 デシベル以下         |
| C      | 60 デシベル以下         | 50 デシベル以下         |

備考) 1. A A をあてはめる地域：特に静穏を要する地域

2. A をあてはめる地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

3. B をあてはめる地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

4. C をあてはめる地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、表 3.3-7 に示す地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 3.3-7 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

また、この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として表 3.3-8 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

表 3.3-7 道路に面する地域の環境基準

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

| 地域の区分                         | 基準値               |                   |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|
|                               | 昼間 午前 6 時～午後 10 時 | 夜間 午後 10 時～午前 6 時 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下         | 55 デシベル以下         |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下         | 60 デシベル以下         |
| C 地域のうち車線を有する道路に面する地域         |                   |                   |

備考) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 3.3-8 特例としての基準値

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

平成 11 年 3 月 26 日 岩手県告示第 258 号

| 基準値               |                   |
|-------------------|-------------------|
| 昼間 午前 6 時～午後 10 時 | 夜間 午後 10 時～午前 6 時 |
| 70 デシベル以下         | 65 デシベル以下         |

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

## 2) 規制基準

### a) 騒音規制法による規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)では、工場、建設作業及び自動車交通から発生する騒音について、住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域を知事が指定することとなっている。これに基づき、平成 28 年 12 月現在で岩手県では 24 市町村について地域指定が行われている。

なお、対象事業実施区域は区域指定されていない。

#### ① 特定工場における規制

「騒音規制法」に規定される特定施設は表 3.3-9 に、特定工場等における規制基準は表 3.3-10 に示すとおりである。

表 3.3-9 騒音規制法に基づく特定施設

「騒音規制法施行令別表第一」

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 金属加工機械<br>イ. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)<br>ロ. 製管機械<br>ハ. ベンディングマシン<br>(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)<br>ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。)<br>ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)<br>ヘ. せん断機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)<br>ト. 鍛造機<br>チ. ワイヤフォーマーマシン<br>リ. ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)<br>ス. タンブラー<br>ル. 切断機 (といしを用いるものに限る。)<br> |
| 2  | 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3  | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機<br>(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4  | 織機 (原動機を用いるものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 5  | 建設用資材製造機械<br>イ. コンクリートプラント<br>(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)<br>ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)<br>                                                                                                                                                                                                          |
| 6  | 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7  | 木材加工機械<br>イ. ドラムバーカー<br>ロ. チッパー (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)<br>ハ. 碎木機<br>ニ. 帯のこ盤<br>(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)<br>ホ. 丸のこ盤<br>(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)<br>ヘ. かなな盤 (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)<br>                                                    |
| 8  | 抄紙機                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 9  | 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 11 | 鑄造型機 (ジョルト式のものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

表 3.3-10 特定工場等の規制基準

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 昭和 43 年 11 月 27 日 厚・農・通・運・建告示第 1 号  
「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準」

平成 14 年 3 月 26 日 岩手県告示第 306 号

「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」

昭和 48 年 3 月 30 日 岩手県告示第 422 号

「騒音規制法の規定による規制基準」

昭和 48 年 3 月 30 日 岩手県告示第 423 号

| 区域の区分   |                                                             | 基準値                                   |                         |                          |
|---------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 区域      | あてはめ地域                                                      | 朝夕<br>午前 6 時～午前 8 時<br>午後 6 時～午後 10 時 | 昼間<br>午前 8 時<br>～午後 6 時 | 夜間<br>午後 10 時<br>～午前 6 時 |
| 第 1 種区域 | 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域                                  | 45 デシベル以下                             | 50 デシベル以下               | 40 デシベル以下                |
| 第 2 種区域 | 第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域 | 50 デシベル以下                             | 55 デシベル以下               | 45 デシベル以下                |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域                                     | 60 デシベル以下                             | 65 デシベル以下               | 50 デシベル以下                |
| 第 4 種区域 | 工業地域                                                        | 65 デシベル以下                             | 70 デシベル以下               | 55 デシベル以下                |

備考) 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m の区域内における当該規制基準は、上表の各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

## ② 特定建設作業の規制

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 3.3-11 に、特定建設作業騒音に係る指定区域及び規制基準は表 3.3-12 に示すとおりである。

表 3.3-11 騒音規制法に規定する特定建設作業の種類

「騒音規制法施行令別表第二」

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

|   |                                                                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）                                                          |
| 2 | びよう打機を使用する作業                                                                                                                          |
| 3 | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）                                                            |
| 4 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）                                                    |
| 5 | コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
| 6 | バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業                                                                                            |
| 7 | トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業                                                                                        |
| 8 | ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。一部除外）を使用する作業                                                                                           |

備考) 1. 当該作業は、それぞれその作業を開始した日に終わるものを除く。

2. 上表 6～8 中「一部除外」…平成 9.9.12 環境庁告示第 54 号「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」

表 3.3-12 特定建設作業騒音に係る規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 昭和 43 年 11 月 27 日 厚生・建設省告示第 1 号  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制する基準を定める件別表第 1 号に該当する区域の指定」

和 48 年 3 月 30 日 岩手県告示第 424 号

| 地域の区分   | 指定区域                                                        | 基準値     | 夜間作業<br>禁止時間       | 1 日の作業<br>限度時間 | 連続作業<br>限度時間  | 作業<br>禁止日         |
|---------|-------------------------------------------------------------|---------|--------------------|----------------|---------------|-------------------|
| 第 1 号区域 | 第 1 種区域<br>第 2 種区域<br>第 3 種区域<br>第 4 種区域の一部地域※ <sup>1</sup> | 85 デシベル | 午後 7 時<br>～午前 7 時  | 10 時間以内        | 最長<br>連続 6 日間 | 日曜日<br>その他の<br>休日 |
| 第 2 号区域 | 第 4 種区域のうち、<br>第 1 号区域を除く地域                                 |         | 午後 10 時<br>～午前 6 時 | 14 時間以内        |               |                   |

備考) 1. 次に掲げる施設の敷地の周囲 80m の区域内の区域

学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム

2. 上表における第 1 種区域～第 4 種区域の区分は、表におけるあてはめ地域と同様である。

3. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

4. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を上記限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを命じることを勧告又は命令できる。

5. 夜間作業禁止時間、1 日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の大危険防止の場合はこの限りでないこと。

### ③ 自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」に基づく指定地域内における自動車騒音の限度は、表 3.3-13 に示すとおりであり、平成 28 年 12 月現在で岩手県では 24 市町村について地域指定が行われている。

なお、対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-13 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

「騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考の区域」

平成 12 年 3 月 14 日 岩手県告示第 214 号

| 区域の区分           |                                                                      | 車線数                                             | 要請限度                     |                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 区域              | 基本的なあてはめ地域                                                           |                                                 | 昼間<br>午前 6 時<br>～午後 10 時 | 夜間<br>午後 10 時<br>～午前 6 時 |
| a 区域            | 第 1 種区域<br>第 2 種区域のうち<br>・第一種、第二種中高層住居<br>専用地域                       | 1 車線                                            | 65 デシベル                  | 55 デシベル                  |
|                 |                                                                      | 2 車線以上                                          | 70 デシベル                  | 65 デシベル                  |
| b 区域            | 第 2 種区域のうち<br>・第一種・第二種住居地域<br>・準住居地域                                 | 1 車線                                            | 65 デシベル                  | 55 デシベル                  |
|                 |                                                                      | 2 車線以上                                          | 75 デシベル                  | 70 デシベル                  |
| c 区域            | 第 3 種区域<br>第 4 種区域                                                   | 車線を有する道路                                        | 75 デシベル                  | 70 デシベル                  |
| a・b・c 区域内における特例 | 以下の幹線交通を担う道路に<br>近接する区域<br>・高速道路、一般国道、県道<br>・4 車線以上の市町村道<br>・自動車専用道路 | 2 車線以下の道路の端<br>から 15m<br>2 車線を超える道路の<br>端から 20m | 75 デシベル                  | 70 デシベル                  |

備考) 1. 騒音の評価方法は等価騒音レベル (LAeq) によるものとする。

2. 上表における第 1 種区域～第 4 種区域の区分は、表 3.3-10 におけるあてはめ地域と同様である。

b) 条例による規制

「生活環境保全条例」に規定される騒音発生施設は、表 3.3-14 に示すとおりであり、その規制値基準は、前出の表 3.3-10 に示すとおりである。

表 3.3-14 条例に基づく騒音発生施設

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第 4」

平成 13 年 12 月 21 日 政令第 324 号

| 番号 | 施設名                       | 規模                                            |
|----|---------------------------|-----------------------------------------------|
| 1  | 金属加工用の旋盤(ベルト駆動式のものであること。) | すべてのもの                                        |
| 2  | 空気圧縮機及び送風機                | 原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満であること。      |
| 3  | コンクリート製品製造用のコンクリートプラント    | 気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満であること。 |
| 4  | (1) チッパー                  | 原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満であること。                  |
|    | (2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤         | 原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 15 キロワット未満であること。        |
|    | (3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤        | 原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。      |
|    | (4) かな盤                   | 原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。      |
| 5  | 冷凍機                       | 原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であること。                  |
| 6  | 冷却塔                       | 原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上であること。                  |
| 7  | バーナー                      | 燃料の消費能力が 1 時間当たり 50 リットル以上であること。              |

備考) 冷凍機は空調装置を含む。



### (3) 振動

#### 1) 規制基準

##### a) 特定工場等の規制基準

振動に関する規制基準は、地域の区分及び時間の区分ごとに定められている。平成 28 年 12 月現在で岩手県では 24 市町村について「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく地域の指定が行われている。

「振動規制法」に規定される特定施設の種類の種類は表 3.3-15 に、特定工場等の振動に係る規制基準は表 3.3-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-15 振動規制法に規定する特定施設の種類の種類

「振動規制法施行令別表第一」

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号

|    |                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 金属加工機械<br>イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）<br>ロ. 機械プレス<br>ハ. せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）<br>ニ. 鍛造機<br>ホ. ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。） |
| 2  | 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）                                                                                                         |
| 3  | 土石用又は鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）                                                                                   |
| 4  | 織機（原動機を用いるものに限る。）                                                                                                                      |
| 5  | コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）                                    |
| 6  | 木材加工機械<br>イ. ドラムバーカー<br>ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）                                                                             |
| 7  | 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）                                                                                                        |
| 8  | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）                                                                            |
| 9  | 合成樹脂射出成形機                                                                                                                              |
| 10 | 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）                                                                                                                     |

表 3.3-16 特定建設作業の振動に係る規制基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」

昭和 53 年 3 月 10 日 岩手県告示第 335 号

| 区域の区分   |                                                                                                       | 昼間<br>(午前 8 時～午後 7 時) | 夜間<br>(午後 7 時～翌午前 8 時) |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域<br>第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域 | 60dB                  | 55dB                   |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域                                                                       | 65dB                  | 60dB                   |

備考) 次に掲げる施設の敷地の周囲 50m の区域内における規制基準は、上表の各欄に定める値から 5dB を減じた値とする。

学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別老人ホーム

## b) 特定建設基準の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 3.3-17 に、特定建設作業振動に係る指定地域及び規制基準は表 3.3-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域は地域指定されておらず、規制基準が適用されない。

表 3.3-17 振動規制法に規定する特定建設作業の種類

「振動規制法施行令別表第二」

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号

|   |                                                                                            |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業                  |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                                                                   |
| 3 | 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）             |
| 4 | ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） |

表 3.3-18 特定建設作業の振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則別表第一」

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」

昭和 53 年 3 月 10 日 岩手県告示第 335 号

| 区分          | あてはめ地域                                                                                                                                               | 基準値        | 作業<br>禁止時間         | 1 日の作業<br>限度時間 | 連続作業<br>限度時間  | 作業<br>禁止日         |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------|----------------|---------------|-------------------|
| 第 1 号<br>区域 | 指定地域のうち、次の区域とする<br>第一種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域<br>近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域の一部の区域 <sup>*1</sup> | 75<br>デシベル | 午後 7 時～<br>午前 7 時  | 10 時間<br>以内    | 連続して<br>6 日以内 | 日曜日<br>その他の<br>休日 |
| 第 2 号<br>区域 | 指定地域のうち、第 1 号区域以外<br>の区域                                                                                                                             |            | 午後 10 時～<br>午前 6 時 | 14 時間<br>以内    |               |                   |

備考) 1. 工業地域内に所在する次に掲げる施設の周囲 80m 以内の区域

学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、特別養護老人ホーム

2. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

3. 75 デシベルを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1 日の作業時間を限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

4. 災害等非常事態発生の場合、人命身体に危険防止の場合はこの限りではない。

c) 道路交通振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.3-19 に示すとおりである。  
対象事業実施区域は地域指定されていない。

表 3.3-19 道路交通振動の要請限度

「振動規制法施行規則別表第二」

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」

昭和 53 年 3 月 10 日 岩手県告示第 335 号

| 区域の区分   |                                                                                                       | 要請限度                  |                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------|
|         |                                                                                                       | 昼間<br>(午前 8 時～午後 7 時) | 夜間<br>(午後 7 時～翌午前 8 時) |
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域<br>第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域 | 65dB                  | 60dB                   |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域                                                                       | 70dB                  | 65dB                   |

#### (4) 悪臭

##### 1) 規制基準

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく悪臭の規制は、規制地域内における工場・事業場に対して設定され、規制基準は敷地境界線上における濃度、排出口における排出量そして排出水中における濃度について定められている。

平成 28 年 12 月現在、岩手県では 9 市町について規制地域が指定されているが、八幡平市では指定されていない。

##### a) 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準は、表 3.3-20 に示すとおりである。

表 3.3-20 敷地境界線上における規制基準

「悪臭防止法施行規則別表第一」 昭和 47 年 5 月 30 日 総理府令第 39 号  
「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」 平成 7 年 3 月 31 日 岩手県告示第 350 号

| 悪臭物質名            | 規制基準 (ppm)              |                              |
|------------------|-------------------------|------------------------------|
|                  | 規制地域のうち<br>工業地域及び工業専用地域 | 規制地域のうち工業地域及び<br>工業専用地域以外の地域 |
| 1 アンモニア          | 2                       | 1                            |
| 2 メチルメルカプタン      | 0.004                   | 0.002                        |
| 3 硫化水素           | 0.06                    | 0.02                         |
| 4 硫化メチル          | 0.05                    | 0.01                         |
| 5 二硫化メチル         | 0.03                    | 0.009                        |
| 6 トリメチルアミン       | 0.02                    | 0.005                        |
| 7 アセトアルデヒド       | 0.1                     | 0.05                         |
| 8 プロピオンアルデヒド     | 0.1                     | 0.05                         |
| 9 ノルマルブチルアルデヒド   | 0.03                    | 0.009                        |
| 10 イソブチルアルデヒド    | 0.07                    | 0.02                         |
| 11 ノルマルバレールアルデヒド | 0.02                    | 0.009                        |
| 12 イソバレールアルデヒド   | 0.006                   | 0.003                        |
| 13 イソブタノール       | 4                       | 0.9                          |
| 14 酢酸エチル         | 7                       | 3                            |
| 15 メチルイソブチルケトン   | 3                       | 1                            |
| 16 トルエン          | 30                      | 10                           |
| 17 スチレン          | 0.8                     | 0.4                          |
| 18 キシレン          | 2                       | 1                            |
| 19 プロピオン酸        | 0.07                    | 0.03                         |
| 20 ノルマル酪酸        | 0.002                   | 0.001                        |
| 21 ノルマル吉草酸       | 0.002                   | 0.0009                       |
| 22 イソ吉草酸         | 0.004                   | 0.001                        |
| 臭 気 強 度          | 3                       | 2.5                          |

## b) 排出口における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、次式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量となる。

通常は敷地境界線上における規制基準のみを適用するが、悪臭物質濃度が最も高くなる地点が敷地境界線以遠にある場合に、排出口における規制基準が適用される。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここにおいて  $q$  : 流量 (Nm<sup>3</sup>/時)

$He$  : 補正された排出口の高さ (m)

$Cm$  : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

ただし、 $He$  が 5m 未満の場合この式による規制基準は適用されない。

## c) 排出水中における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度である。

$$CLm = k \times Cm$$

ここにおいて  $CLm$  : 排出水中の濃度 (mg/l)

$k$  : 表 3.3-21 における値

$Cm$  : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

表 3.3-21 排出水中の悪臭物質に係る  $k$  の値

「悪臭防止法施行規則別表第一」

昭和 47 年 5 月 30 日 総理府令第 39 号

「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」

平成 7 年 3 月 31 日 岩手県告示第 350 号

| 悪臭物質      | 流量 $Q$ (m <sup>3</sup> /秒) |                      |           |
|-----------|----------------------------|----------------------|-----------|
|           | $Q \leq 0.001$             | $0.001 < Q \leq 0.1$ | $0.1 < Q$ |
| メチルメルカプタン | 16                         | 3.4                  | 0.71      |
| 硫化水素      | 5.6                        | 1.2                  | 0.26      |
| 硫化メチル     | 32                         | 6.9                  | 1.4       |
| 二硫化メチル    | 63                         | 14                   | 2.9       |

備考) 1. メチルメルカプタンについては、0.002mg/l を規制基準の下限とする。

2.  $Q$  は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m<sup>3</sup>/秒) を表す。

## (5) 水質汚濁

### 1) 環境基準

#### a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準として 27 項目が設定され、生活環境の保全に関する基準として河川では 5 項目が設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.3-22 に示すとおりで、すべての公共用水域に適用される。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準についても、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準を定めており、項目及び基準値については表 3.3-22 と同様である。

表 3.3-22 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

| 項目                 | 基準値          |
|--------------------|--------------|
| 1 カドミウム            | 0.003mg/ℓ以下  |
| 2 全シアン             | 検出されないこと。    |
| 3 鉛                | 0.01mg/ℓ以下   |
| 4 六価クロム            | 0.05mg/ℓ以下   |
| 5 砒素               | 0.01mg/ℓ以下   |
| 6 総水銀              | 0.0005mg/ℓ以下 |
| 7 アルキル水銀           | 検出されないこと。    |
| 8 P C B            | 検出されないこと。    |
| 9 ジクロロメタン          | 0.02mg/ℓ以下   |
| 10 四塩化炭素           | 0.002mg/ℓ以下  |
| 11 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/ℓ以下  |
| 12 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/ℓ以下    |
| 13 シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/ℓ以下   |
| 14 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/ℓ以下     |
| 15 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/ℓ以下  |
| 16 トリクロロエチレン       | 0.01mg/ℓ以下   |
| 17 テトラクロロエチレン      | 0.01mg/ℓ以下   |
| 18 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/ℓ以下  |
| 19 チウラム            | 0.006mg/ℓ以下  |
| 20 シマジン            | 0.003mg/ℓ以下  |
| 21 チオベンカルブ         | 0.02mg/ℓ以下   |
| 22 ベンゼン            | 0.01mg/ℓ以下   |
| 23 セレン             | 0.01mg/ℓ以下   |
| 24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/ℓ以下     |
| 25 ふっ素             | 0.8mg/ℓ以下    |
| 26 ほう素             | 1mg/ℓ以下      |
| 27 1,4-ジオキサン       | 0.05mg/ℓ以下   |

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に適用される。河川における環境基準は表 3.3-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺を流れる栂沢や赤川については類型指定されていない。

表 3.3-23 生活環境の保全に関する河川の環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

ア.

| 類型 | 利用目的の適応性                                  | 基準値                 |                         |                          |               |                      |
|----|-------------------------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
|    |                                           | 水素<br>イオン濃度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量<br>(SS)        | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                |
| AA | 水道 1 級<br>自然環境保全<br>及び A 以下の欄に掲げるもの       | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 1mg/ℓ<br>以下             | 25mg/ℓ<br>以下             | 7.5mg/ℓ<br>以上 | 50MPN/100mℓ<br>以下    |
| A  | 水道 2 級<br>水産 1 級<br>水浴<br>及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 2mg/ℓ<br>以下             | 25mg/ℓ<br>以下             | 7.5mg/ℓ<br>以上 | 1,000MPN/100mℓ<br>以下 |
| B  | 水道 3 級<br>水産 2 級<br>及び C 以下の欄に掲げるもの       | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 3mg/ℓ<br>以下             | 25mg/ℓ<br>以下             | 5mg/ℓ<br>以上   | 5,000MPN/100mℓ<br>以下 |
| C  | 水産 3 級<br>工業用水 1 級<br>及び D 以下の欄に掲げるもの     | 6.5 以上<br>8.5 以下    | 5mg/ℓ<br>以下             | 50mg/ℓ<br>以下             | 5mg/ℓ<br>以上   | —                    |
| D  | 工業用水 2 級<br>農業用水<br>及び E の欄に掲げるもの         | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 8mg/ℓ<br>以下             | 100mg/ℓ<br>以下            | 5mg/ℓ<br>以上   | —                    |
| E  | 工業用水 3 級<br>環境保全                          | 6.0 以上<br>8.5 以下    | 10mg/ℓ<br>以下            | ごみ等の浮<br>遊が認めら<br>れないこと。 | 2mg/ℓ<br>以上   | —                    |

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。 )。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする(湖沼もこれに準ずる。 )。

3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。 )において不快感を生じない限度

イ.

| 類型     | 水生生物の生息状況の適応性                                                     | 基準値        |              |                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------|------------|--------------|----------------------|
|        |                                                                   | 全亜鉛        | ノニルフェノール     | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A   | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03mg/ℓ以下 | 0.001mg/ℓ以下  | 0.03mg/ℓ以下           |
| 生物 特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03mg/ℓ以下 | 0.0006mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下           |
| 生物 B   | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03mg/ℓ以下 | 0.002mg/ℓ以下  | 0.05mg/ℓ以下           |
| 生物 特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/ℓ以下 | 0.002mg/ℓ以下  | 0.04mg/ℓ以下           |

備考) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

なお、平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号により、水生生物の保全に係る水質環境基準として新たに「全亜鉛」が設定された。

#### b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準については表 3.3-24 に示すとおりであり、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき定められている。また、水底の底質の汚染に係る環境基準も同法に基づいて設定されている。

表 3.3-24 ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」 平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

| 項目      | 媒体    | 基準値                |
|---------|-------|--------------------|
| ダイオキシン類 | 水質    | 年間平均値が 1pg-TEQ/ℓ以下 |
|         | 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下     |

備考) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3. 水質の汚濁に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用される。

4. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用される。



## 2) 規制基準

### a) 水質汚濁防止法による排水基準

公共用水域の水質を保全するため「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）において、し尿処理施設等からの排水について排水基準が設定されている。

有害物質に係る排水基準は表 3.3-25 に示すとおりであり、28 項目にわたって最大値が定められている。排水量の多少にかかわらず全特定事業場に適用される。

表 3.3-25 有害物質に係る排水基準

「排水基準を定める省令」

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

| 項目                                            | 許容限度                                                  |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 カドミウム及びその化合物                                | カドミウム 0.03mg/ℓ                                        |
| 2 シアン化合物                                      | シアン 1mg/ℓ                                             |
| 3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。） | 1mg/ℓ                                                 |
| 4 鉛及びその化合物                                    | 鉛 0.1mg/ℓ                                             |
| 5 六価クロム化合物                                    | 六価クロム 0.5mg/ℓ                                         |
| 6 砒素及びその化合物                                   | 砒素 0.1mg/ℓ                                            |
| 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                         | 水銀 0.005mg/ℓ                                          |
| 8 アルキル水銀化合物                                   | 検出されないこと。                                             |
| 9 ポリ塩化ビフェニル                                   | 0.003mg/ℓ                                             |
| 10 トリクロロエチレン                                  | 0.1mg/ℓ                                               |
| 11 テトラクロロエチレン                                 | 0.1mg/ℓ                                               |
| 12 ジクロロメタン                                    | 0.2mg/ℓ                                               |
| 13 四塩化炭素                                      | 0.02mg/ℓ                                              |
| 14 1,2-ジクロロエタン                                | 0.04mg/ℓ                                              |
| 15 1,1-ジクロロエチレン                               | 1mg/ℓ                                                 |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン                            | 0.4mg/ℓ                                               |
| 17 1,1,1-トリクロロエタン                             | 3mg/ℓ                                                 |
| 18 1,1,2-トリクロロエタン                             | 0.06mg/ℓ                                              |
| 19 1,3-ジクロロプロペン                               | 0.02mg/ℓ                                              |
| 20 チウラム                                       | 0.06mg/ℓ                                              |
| 21 シマジン                                       | 0.03mg/ℓ                                              |
| 22 チオベンカルブ                                    | 0.2mg/ℓ                                               |
| 23 ベンゼン                                       | 0.1mg/ℓ                                               |
| 24 セレン及びその化合物                                 | セレン 0.1mg/ℓ                                           |
| 25 ほう素及びその化合物                                 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの<br>10mg/ℓ<br>海域に排出されるもの 230mg/ℓ    |
| 26 ふっ素及びその化合物                                 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの<br>8mg/ℓ<br>海域に排出されるもの 15mg/ℓ      |
| 27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物              | アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、<br>亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量<br>100mg/ℓ |
| 28 1,4-ジオキサン                                  | 0.5mg/ℓ                                               |

備考) 1. 「検出されないこと。」とは、府令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行の際現に湧出している温泉場を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

生活環境項目に係る排水基準は表 3.3-26 に示すとおりである。排水量 50m<sup>3</sup>/日以上の特  
 定事業場に対して適用される。

表 3.3-26 生活環境項目に係る排水基準

「排水基準を定める省令」

昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号

| 項目 |                                | 単位                | 許容限度                                                      |
|----|--------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1  | 水素イオン濃度(水素指数)                  | —                 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下 |
| 2  | 生物化学的酸素要求量                     | mg/ℓ              | 160(日間平均 120)                                             |
| 3  | 化学的酸素要求量                       | mg/ℓ              | 160(日間平均 120)                                             |
| 4  | 浮遊物質量                          | mg/ℓ              | 200(日間平均 150)                                             |
| 5  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(鉱油類含有量)    | mg/ℓ              | 5                                                         |
| 6  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(動植物油脂類含有量) | mg/ℓ              | 30                                                        |
| 7  | フェノール類含有量                      | mg/ℓ              | 5                                                         |
| 8  | 銅含有量                           | mg/ℓ              | 3                                                         |
| 9  | 亜鉛含有量                          | mg/ℓ              | 2                                                         |
| 10 | 溶解性鉄含有量                        | mg/ℓ              | 10                                                        |
| 11 | 溶解性マンガン含有量                     | mg/ℓ              | 10                                                        |
| 12 | クロム含有量                         | mg/ℓ              | 2                                                         |
| 13 | 大腸菌群数                          | 個/cm <sup>3</sup> | 日間平均 3,000                                                |
| 14 | 窒素含有量                          | mg/ℓ              | 120(日間平均 60)                                              |
| 15 | 燐含有量                           | mg/ℓ              | 16(日間平均 8)                                                |

備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
 2. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

#### b) 条例による排水基準

「生活環境保全条例」では、法の規制の及ばない湿式集じん施設又は排ガス洗浄施設が汚水等排出施設として指定され、排水基準が適用されるが、当該事業計画においては対象となる設備はない。

また、対象事業実施区域は、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 48 年条例第 31 号) による上乗せ排水基準も適用されない区域である。

### c) 廃棄物の最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の維持管理基準が、表 3.3-27 のとおり定められている。

表 3.3-27 最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」

平成 12 年 1 月 14 日 総理府・厚生省例第 2 号

|   |                                                                                                                                                                  |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる 2 ヶ所以上の場所から採取した水の水質検査を行うこと。<br>埋立処分開始後、1 回以上/年行い、かつ、記録すること。<br>電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定、記録すること。 |
| 2 | 水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保安上必要な措置を講ずること。                                                                                                   |
| 3 | 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。<br>・排水基準 10pg-TEQ/l に適合することとなるよう維持管理すること。<br>・放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を 1 回以上/年行い、かつ、記録すること。                                                 |

### (6) 底質

#### 1) 環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、底質に係るダイオキシン類の環境基準が、表 3.3-28 に示すとおり定められている。

表 3.3-28 ダイオキシン類（底質）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

| 項目      | 基準値            |
|---------|----------------|
| ダイオキシン類 | 150pg-TEQ/g 以下 |

## (7) 土壌汚染

### 1) 環境基準

#### a) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」では土壌の汚染に係る環境基準を定めることとしており、表 3.3-29 に示すとおり 27 項目が定められている。原則として農用地の土壌を含めたすべての土壌について適用される。

表 3.3-29 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」

平成3年8月23日環境庁告示第46号

| 項目 |                 | 環境上の条件                                                     |
|----|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 1  | カドミウム           | 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。        |
| 2  | 全シアン            | 検液中に検出されないこと。                                              |
| 3  | 有機燐             | 検液中に検出されないこと。                                              |
| 4  | 鉛               | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。                                      |
| 5  | 六価クロム           | 検液1ℓにつき0.05mg以下であること。                                      |
| 6  | 砒素              | 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 7  | 総水銀             | 検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。                                    |
| 8  | アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと。                                              |
| 9  | P C B           | 検液中に検出されないこと。                                              |
| 10 | 銅               | 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。                       |
| 11 | ジクロロメタン         | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること。                                      |
| 12 | 四塩化炭素           | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること。                                     |
| 13 | 1,2-ジクロロエタン     | 検液1ℓにつき0.004mg以下であること。                                     |
| 14 | 1,1-ジクロロエチレン    | 検液1ℓにつき0.1mg以下であること。                                       |
| 15 | シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.04mg以下であること。                                      |
| 16 | 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液1ℓにつき1mg以下であること。                                         |
| 17 | 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること。                                     |
| 18 | トリクロロエチレン       | 検液1ℓにつき0.03mg以下であること。                                      |
| 19 | テトラクロロエチレン      | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。                                      |
| 20 | 1,3-ジクロロプロペン    | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること。                                     |
| 21 | チウラム            | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること。                                     |
| 22 | シマジン            | 検液1ℓにつき0.003mg以下であること。                                     |
| 23 | チオベンカルブ         | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること。                                      |
| 24 | ベンゼン            | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。                                      |
| 25 | セレン             | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。                                      |
| 26 | ふっ素             | 検液1ℓにつき0.8mg以下であること。                                       |
| 27 | ほう素             | 検液1ℓにつき1mg以下であること。                                         |

備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、表 3.3-30 に示すとおりである。

表 3.3-30 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

| 項目      | 基準値              |
|---------|------------------|
| ダイオキシン類 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |

備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 環境基準値が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3. 土壤汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用されない。

2) 規制基準

a) 農地用の土壤の汚染防止等に関する法律

岩手県では現在「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく対策地域の指定はない。

b) 土壤汚染対策法

「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)では、土壤が汚染されている地域について都道府県知事が要措置区域及び形質変更時要届出区域として指定し、台帳を作成しその情報を公開することが定められている。

八幡平市では要措置区域及び形質変更時要届出区域は指定されていない。

### 3.3.2 自然環境関係

#### (1) 環境保全地域

岩手県内には、優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づき、国指定自然環境保全地域が 2 箇所指定されている。

また、「岩手県自然環境保全条例」（昭和 48 年岩手県条例第 62 号）に基づき、自然環境保全地域が 12 箇所、環境緑地保全地域が 11 箇所指定されている。

八幡平市では、松森山が自然環境保全地域に、東八幡平観光施設団地が環境緑地保全地域に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

#### (2) 自然公園

優れた自然の風景地を保護し、その利用を図るとともに、国民の保健、休養及び教化に資するために自然公園が指定されている。

岩手県内には「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園 2 箇所と国定公園 2 箇所、「県立自然公園条例」（昭和 33 年岩手県条例第 53 号）に基づく県立自然公園が 7 箇所ある。

八幡平市では、八幡平及び岩手山一体が十和田八幡平国立公園に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

#### (3) 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖に適している区域を定め、鳥獣の捕獲を禁止して鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」（平成 15 年岩手県規則第 25 号）に基づき、岩手県内には 133 箇所の鳥獣保護区が設けられている。

八幡平市では、八幡平松川、八幡平前森等 6 箇所が鳥獣保護区に指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には指定されている地域はない。

#### (4) 岩手の景観の保全と創造に関する条例

「岩手の景観の保全と創造に関する条例」(平成 5 年岩手県条例第 19 号)は、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現を目的に交付された。

また、平成 22 年 10 月には岩手県景観計画が規定され、景観計画区域として一般地域と重点地域を定めている。位置図を図 3.3-1 に示す。

対象事業実施区域は、一般地域(自然景観地区及び農山漁村景観地区)に指定されている。

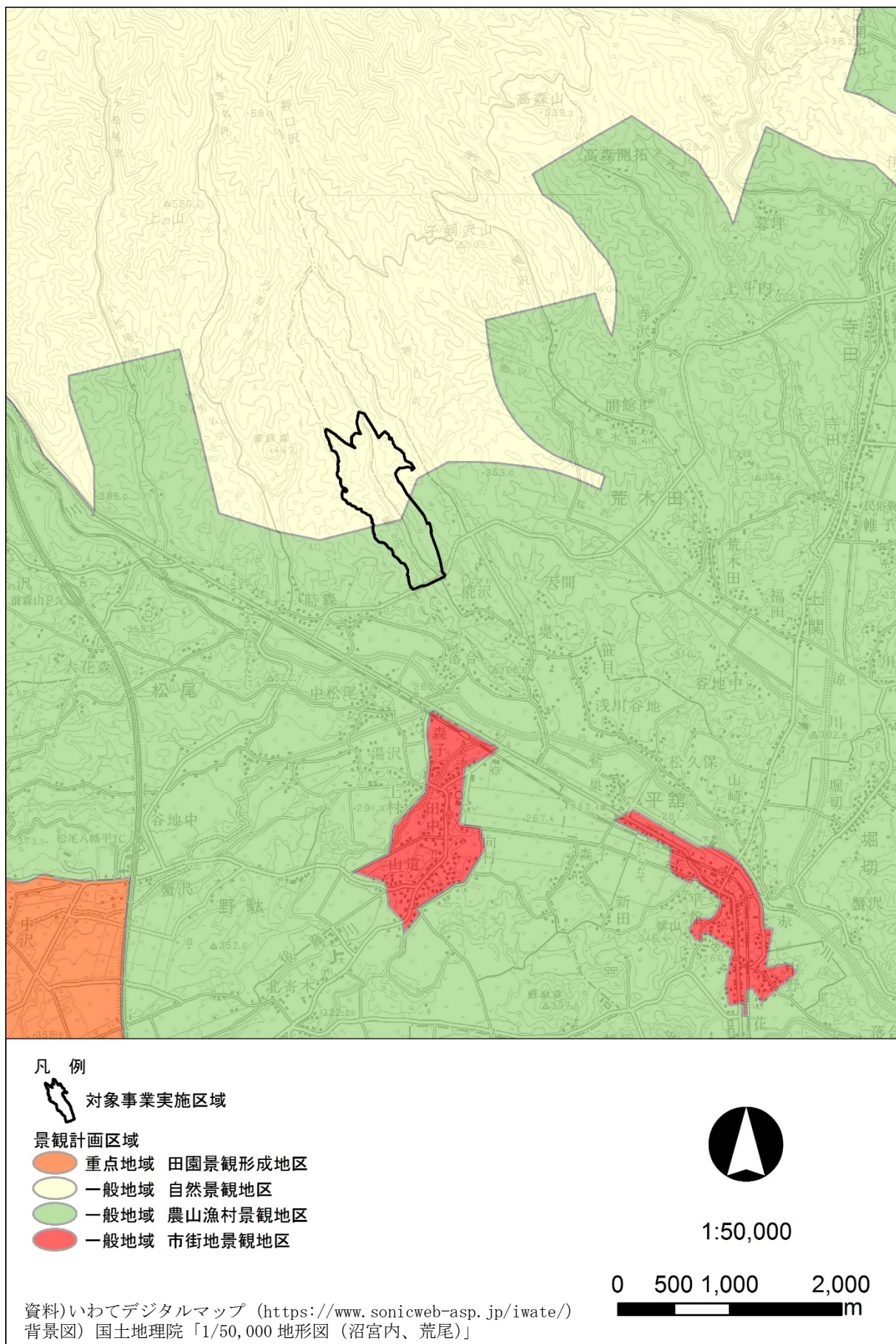


図 3.3-1 景観計画区域位置図



## (5) 岩手県自然環境保全指針

### 1) 自然環境保全指針の趣旨

岩手県自然環境保全指針は、岩手県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として、平成 11 年 3 月に策定された。

岩手県の自然環境の現状を総合的に評価し、保全方向（ガイドライン）を示すことにより、自然環境に配慮した各種事業の推進に当たっての指針となるとともに、県民及び事業者が自然環境の保全に対する理解と協力を求めるものとなっている。

### 2) 自然環境保全指針の構成及び内容

本指針においては、自然環境を学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた「身近な自然」の 2 つに区分している。

#### a) 優れた自然

優れた自然については、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物の繁殖地や生息・生育地、貴重な地形・地質・自然景観等を対象とし、それぞれ 5 段階の保全区分にまとめられている。

優れた自然の区分・目標・保全方向を表 3.3-31 に、対象事業実施区域及びその周辺における優れた自然の保全区分図を図 3.3-2 に示す。

対象事業実施区域の保全区分は「E」となっており、比較的人為性が強い地域となっている。

表 3.3-31 優れた自然の内容及び保全目標・保全方向

| 保全区分 | 内 容                                                                                                                                                  | 保全目標                                                                                                                                                       | 保全方向                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域</li> <li>・特に重要な動植物種が生息・生育する地域</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に重要な植生について、保護・保全を図る。</li> <li>・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。</li> <li>・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。</li> </ul> |
| B    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然度の高い重要な植生を含む地域</li> <li>・重要な動植物種が生息・生育する地域</li> <li>・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な植生について、最大限保全を図る。</li> <li>・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限保全を図る。</li> <li>・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限保全を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。</li> </ul>                                        |
| C    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次的自然環境の中でも、比較的的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域</li> <li>・重要な動植物種が生息・生育する地域</li> <li>・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な植生について、適正な保全を図る。</li> <li>・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。</li> <li>・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては調査等により現況を把握し積極的な保全に努める。</li> </ul>                                         |
| D    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域</li> </ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。</li> </ul>                                                  |
| E    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域</li> </ul>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。</li> </ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地等の自然環境の修復、育成に努める。</li> </ul>                               |

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html>)

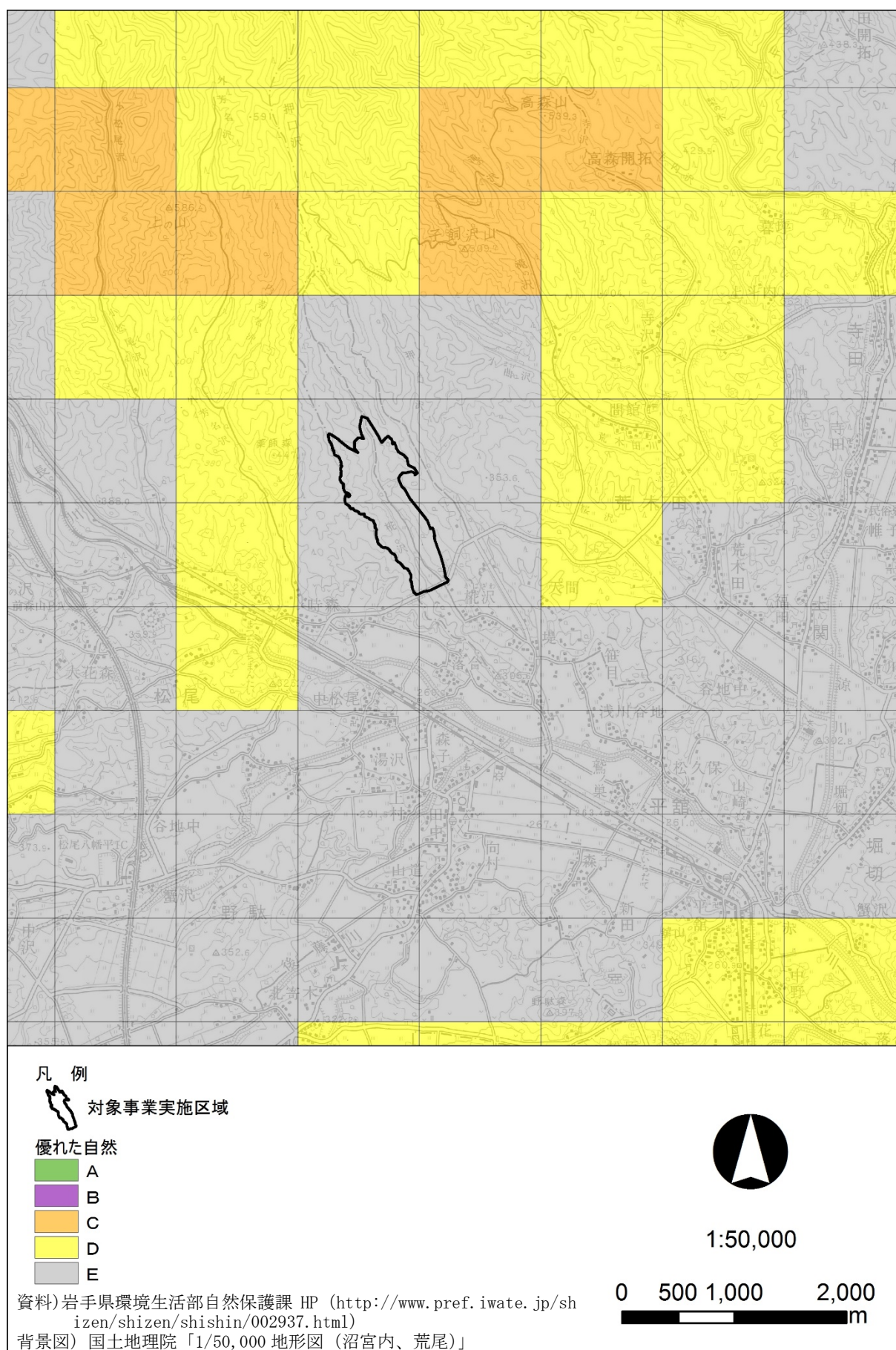


図 3.3-2 優れた自然の保全区分

## b) 身近な自然

身近な自然は、身近な緑地や水辺、文化や信仰等を育んだ環境、自然の中のレクリエーションの場等を対象とし、区分ごとに保全上配慮すべき事項が揚げられている。

身近な自然の内容及び配慮事項を表 3.3-32 に、八幡平市における身近な自然の一覧を表 3.3-33 に、対象事業実施区域及びその周辺における身近な自然の位置図を図 3.3-3 に示す。

表 3.3-32 身近な自然の内容及び配慮事項

| 区 分             | 内 容                                                                                          | 配 慮 事 項                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身近なみどり          | 街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野等で、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畑、丘陵地、野生生物の生息地、海岸林、河畔林等を含む。 | 街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成等の機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。<br>社寺林や屋敷林等のまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園等は原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地等は豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。<br>都市公園、緑地、広場等は、緑陰、散策、休憩等憩いの場としての拠点となることから、さらなる整備・充実が望ましい。 |
| 身近な水辺           | 池や湖沼、河川、湧水、海岸等で、水鳥の集まる湖沼や干潟、鮭の遡る川、ホタルの飛ぶせせらぎ、湿地、溪谷、滝、浜辺等を含む。                                 | 野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。<br>湖沼、溜池、湿原等については、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。<br>河川や水路等においては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生等が望ましい。<br>海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ましい。                            |
| 身近な文化           | 信仰の場や歴史的地区、伝説地、誇れる自然物等で、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、そして、巨木、名木、巨岩、特異な地形等を含む。 | 日々の信仰、遊び、祭り、行事等を通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤い等に大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。                                                                                                                                                                      |
| 身近な野外レクリエーション空間 | 散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地等で、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察等の場、キャンプ場等を含む。               | 地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあい等の場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。                                                                                                                                  |

資料) 岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html>)

表 3.3-33 (1) 身近な自然一覧表

| No. | 名 称            | みどり | 水辺 | 文化 | レク   | 法令指定等        |
|-----|----------------|-----|----|----|------|--------------|
| 1   | 岩手山焼走り国際交流村    | オ   |    |    | イオ   | 国指定特別天然記念物あり |
| 2   | 町宮三ッ森スキー場      |     |    |    | オ    |              |
| 3   | 田頭館山公園（館山公園跡）  |     |    | イ  |      |              |
| 4   | 学術参考林          | オ   |    |    |      | 県指定環境保全林     |
| 5   | 松川             |     | イ  |    | エ    |              |
| 6   | 岩手山            | オ   |    | ウエ | アイオ  | 十和田・八幡平国立公園内 |
| 7   | 焼走り熔岩流         | オ   |    | エ  |      | 国指定特別天然記念物   |
| 8   | 岩手山焼走り温泉       |     |    |    | ウ    |              |
| 9   | 七時雨山           | オ   |    | アウ | アイオ  | 保安林一部指定      |
| 10  | 大滝             |     | イ  |    |      |              |
| 11  | 長者屋敷清水         | イ   | ア  |    |      |              |
| 12  | 館公園            |     |    |    | ア    |              |
| 13  | 妻の神キャンプ場       |     | イ  |    | アオ   |              |
| 14  | 金沢清水（座頭清水湧水群）  |     | ア  |    |      |              |
| 15  | 県民の森・昭和の森周辺    | オ   |    |    | ウエオ  |              |
| 16  | 八幡平リゾートスキー場    |     |    |    | オ    |              |
| 17  | 桜公園            |     |    |    | ア    |              |
| 18  | 七滝             |     | イ  |    |      |              |
| 19  | 下倉スキー場         |     |    |    | オ    |              |
| 20  | 安比高原スキー場       |     |    |    | オ    | 保安林一部指定      |
| 21  | 八幡平樹海ライン周辺     | オ   |    |    | イ    |              |
| 22  | 松川温泉           |     |    |    | ウエオ  |              |
| 23  | 八幡平温泉周辺（御在所）   |     |    |    | アイウエ |              |
| 24  | 蓬萊峡            |     |    |    | ア    |              |
| 25  | 藤七温泉           |     |    |    | ウ    |              |
| 26  | 松川自然休養林周辺      | オ   | ア  |    | ウエ   |              |
| 27  | 松尾鉦山跡地周辺       | オ   |    | イ  | ウエオ  |              |
| 28  | 分水嶺公園          | ウ   |    |    | ア    |              |
| 29  | 不動の滝           | オ   | イ  |    | イ    | 町指定文化財、保安林   |
| 30  | 殿坂の石碑          |     |    | ア  |      | 町指定文化財       |
| 31  | 七時雨一里塚         | オ   |    | イ  |      | 町指定文化財       |
| 32  | 荒屋一里塚          | オ   |    | イ  |      | 町指定文化財       |
| 33  | 曲田一里塚          | オ   |    | イ  |      | 町指定文化財       |
| 34  | 苗代沢一里塚         | オ   |    | イ  |      | 町指定文化財       |
| 35  | マダの七時雨（鹿角）街道並木 | オ   |    | イ  |      |              |
| 36  | 田代平高原          | オ   |    |    | アイオ  |              |
| 37  | 安比高原           | オ   |    |    | アイオ  |              |
| 38  | 安比温泉           |     |    |    | エ    | 国立公園地内       |
| 39  | 天狗森の夏氷山風穴      | オ   |    | エ  |      | 県指定天然記念物     |
| 40  | 八幡沼            |     | ア  |    | アイ   | 国立公園地内       |
| 41  | ガマ沼            |     | ア  |    | アイ   | 国立公園地内       |

資料) 岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html>)

表 3.3-33 (2) 身近な自然一覧表

| No. | 名 称           | みどり | 水辺 | 文化 | レク | 法令指定等       |
|-----|---------------|-----|----|----|----|-------------|
| 42  | 田山スキー場        |     |    |    | オ  |             |
| 43  | 前森山           | オ   |    |    | オ  | 保安林一部指定     |
| 44  | 桜松神社          |     |    | ア  |    | 保安林一部指定     |
| 45  | 安比高原ブナの二次林    | オ   |    | エ  | エ  | 森林浴百選、遊歩百選  |
| 46  | 智恵の滝          | オ   | イ  |    |    |             |
| 47  | 安比川           |     | イ  |    | エオ |             |
| 48  | 新安比温泉         |     |    |    | ウ  |             |
| 49  | 綿帽子温泉あずみの湯    |     |    |    | ウ  |             |
| 50  | 安比温泉岩畑の湯      |     |    |    | ウ  |             |
| 51  | 安比山麓温泉かみの湯    |     |    |    | ウ  |             |
| 52  | 鹿角・南部街道一梨ノ木峠越 |     |    | イ  |    | 文化庁「歴史の道百選」 |
| 53  | 米代川           |     | イ  |    | ア  |             |

| 各項目の凡例                  |                |
|-------------------------|----------------|
| みどり<br>(身近なみどり)         | ア：街角のみどり       |
|                         | イ：建物周りのみどり     |
|                         | ウ：緑豊かな公園等      |
|                         | エ：緑豊かな田園       |
|                         | オ：緑豊かな山林・原野等   |
| 水辺<br>(身近な水辺)           | ア：池、湖沼、湧水地等の水辺 |
|                         | イ：河川、水路等の水辺    |
|                         | ウ：海辺           |
| 文化<br>(身近な文化)           | ア：身近な信仰地       |
|                         | イ：身近な歴史地区      |
|                         | ウ：身近な伝説地       |
|                         | エ：自慢できる自然物     |
| レク<br>(身近な野外レクリエーション空間) | ア：身近な散策休憩地     |
|                         | イ：身近な景勝地       |
|                         | ウ：身近な保養地       |
|                         | エ：身近な自然探勝地     |
|                         | オ：身近な野外活動地     |

資料)岩手県環境生活部自然保護課 HP (<http://www.pref.iwate.jp/shizen/shizen/shishin/002937.html>)



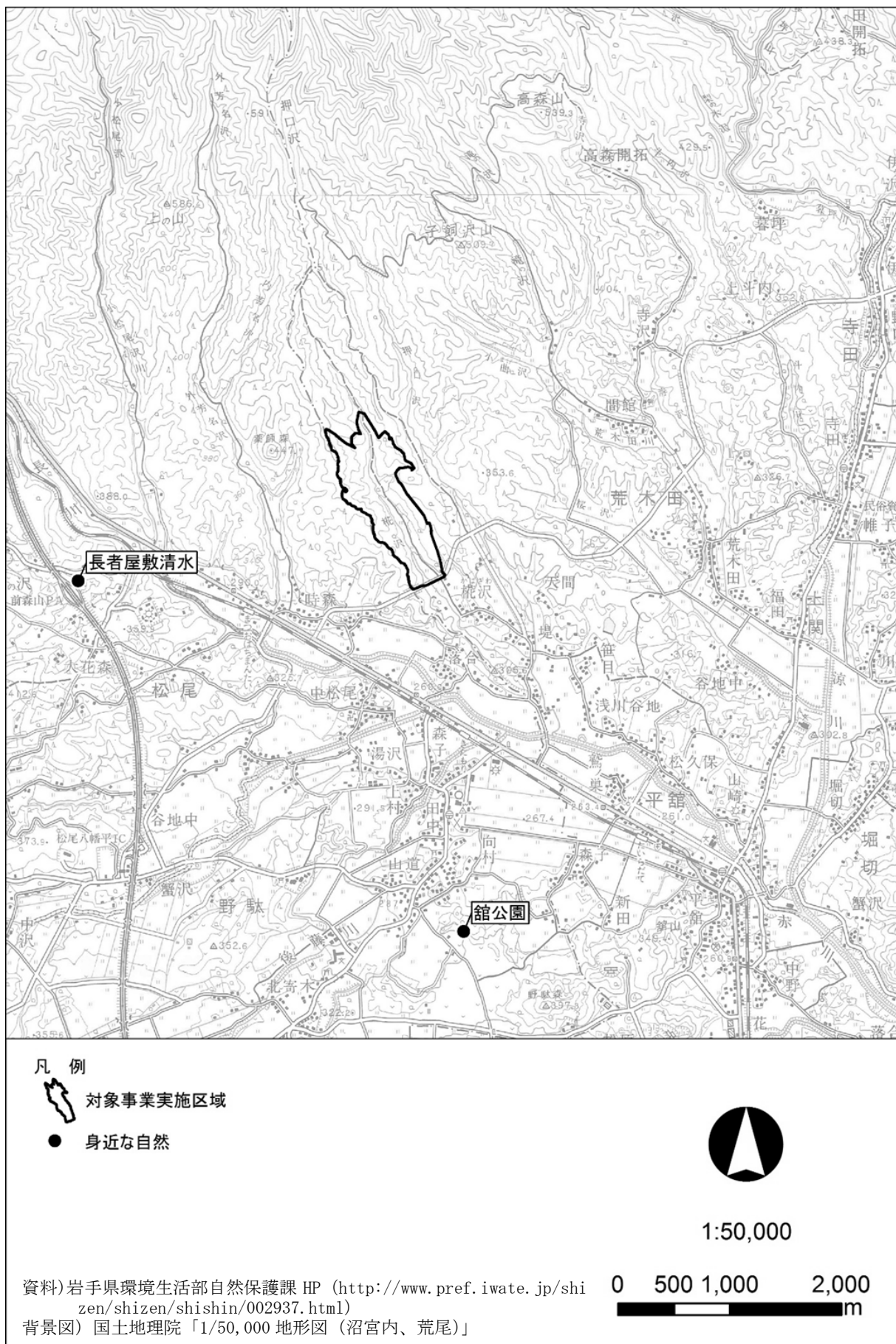


図 3.3-3 身近な自然位置図

### 3.3.3 防災保全

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には「急傾斜地の崩壊による災害の防止法」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

#### (2) 砂防指定地

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には「砂防法」に基づく砂防指定地の指定はない。

#### (3) 地すべり防止区域

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定はない。

#### (4) 河川区域

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺を流れる赤川、長川、涼川に「河川法」に基づく河川区域が指定されている。対象事業実施区域及びその周辺の河川区域の位置図を図 3.3-4 に示す。



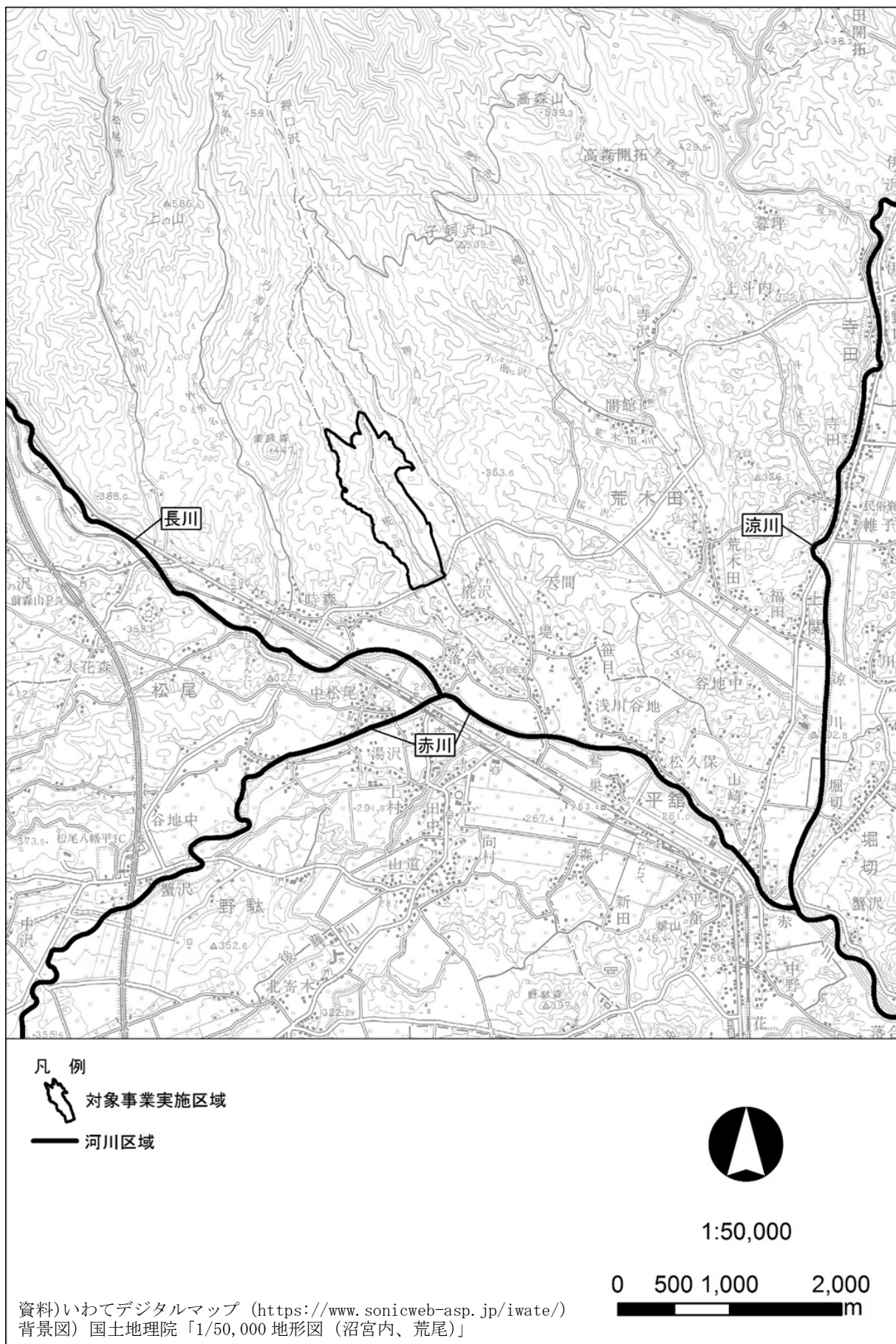


図 3.3-4 河川区域位置図

### 3.3.4 史跡名勝文化財

#### (1) 史跡名勝文化財

八幡平市には、市指定の史跡が 10 箇所、名勝が 1 箇所存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周辺の史跡名勝文化財の一覧を表 3.3-34 に、位置図を図 3.3-5 に示す。

表 3.3-34 史跡名勝文化財

| NO | 名称      | 種別 | 所在地           | 指定年月日            |
|----|---------|----|---------------|------------------|
| 1  | 山崎一里塚   | 史跡 | 八幡平市平館第 9 地割内 | 昭和 49 年 7 月 20 日 |
| 2  | 一字一石供養塚 | 史跡 | 八幡平市西根寺田 26   | 昭和 53 年 8 月 31 日 |
| 3  | 塞の神群    | 史跡 | 八幡平市西根寺田 26   | 昭和 53 年 8 月 31 日 |

資料)八幡平市教育委員会事務局教育総務課 ([http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681\\_1.php](http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681_1.php))

#### (2) 埋蔵文化財包蔵地

いわてデジタルマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/>) によると、対象事業実施区域及びその周辺には埋蔵文化財が点在する。位置図を図 3.3-6 に示す。

#### (3) 指定文化財

八幡平市には、国指定 2 件、県指定 5 件、市指定 12 件の指定文化財が存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周辺では、表 3.3-35 及び図 3.3-7 に示すとおり、県指定 2 件、市指定 7 件の指定文化財が存在する。

表 3.3-35 指定文化財

| NO. | 区分  | 名称                  | 種別 | 所在地                            | 指定年月日            |
|-----|-----|---------------------|----|--------------------------------|------------------|
| 1   | 県指定 | 線刻五尊像鏡<br>(瑞花双鳳八稜鏡) | 考古 | 八幡平市西根寺田 15-127<br>(西根歴史民俗資料館) | 昭和 53 年 4 月 4 日  |
| 2   |     | 木造地藏菩薩立像            | 歴史 | 八幡平市西根寺田 20-27<br>(聖福寺)        | 昭和 54 年 2 月 27 日 |
| 3   | 市指定 | 白坂の大鏡               | 歴史 | 八幡平市西根寺田 20-27<br>(聖福寺)        | 昭和 49 年 7 月 20 日 |
| 4   |     | 七面観世音               | 歴史 | 八幡平市西根寺田 20-27<br>(聖福寺)        | 昭和 49 年 7 月 20 日 |
| 5   |     | 白坂の棟札 (3 枚)         | 歴史 | 八幡平市西根寺田 20-27<br>(聖福寺)        | 昭和 49 年 7 月 20 日 |
| 6   |     | 木造釈迦如来坐像            | 歴史 | 八幡平市西根寺田 20-27<br>(聖福寺)        | 昭和 53 年 8 月 31 日 |
| 7   |     | 赤銅板懸仏               | 歴史 | 八幡平市西根寺田 20-27<br>(聖福寺)        | 昭和 53 年 8 月 31 日 |
| 8   |     | つば及び古銭              | 考古 | 八幡平市西根寺田 22-64                 | 昭和 60 年 7 月 22 日 |
| 9   |     | 古銭                  | 考古 | 八幡平市西根寺田 2-63-2                | 昭和 60 年 7 月 22 日 |

資料)八幡平市教育委員会事務局教育総務課 ([http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681\\_1.php](http://www.city.hachimantai.lg.jp/cat51/cat57/cat583/2681_1.php))

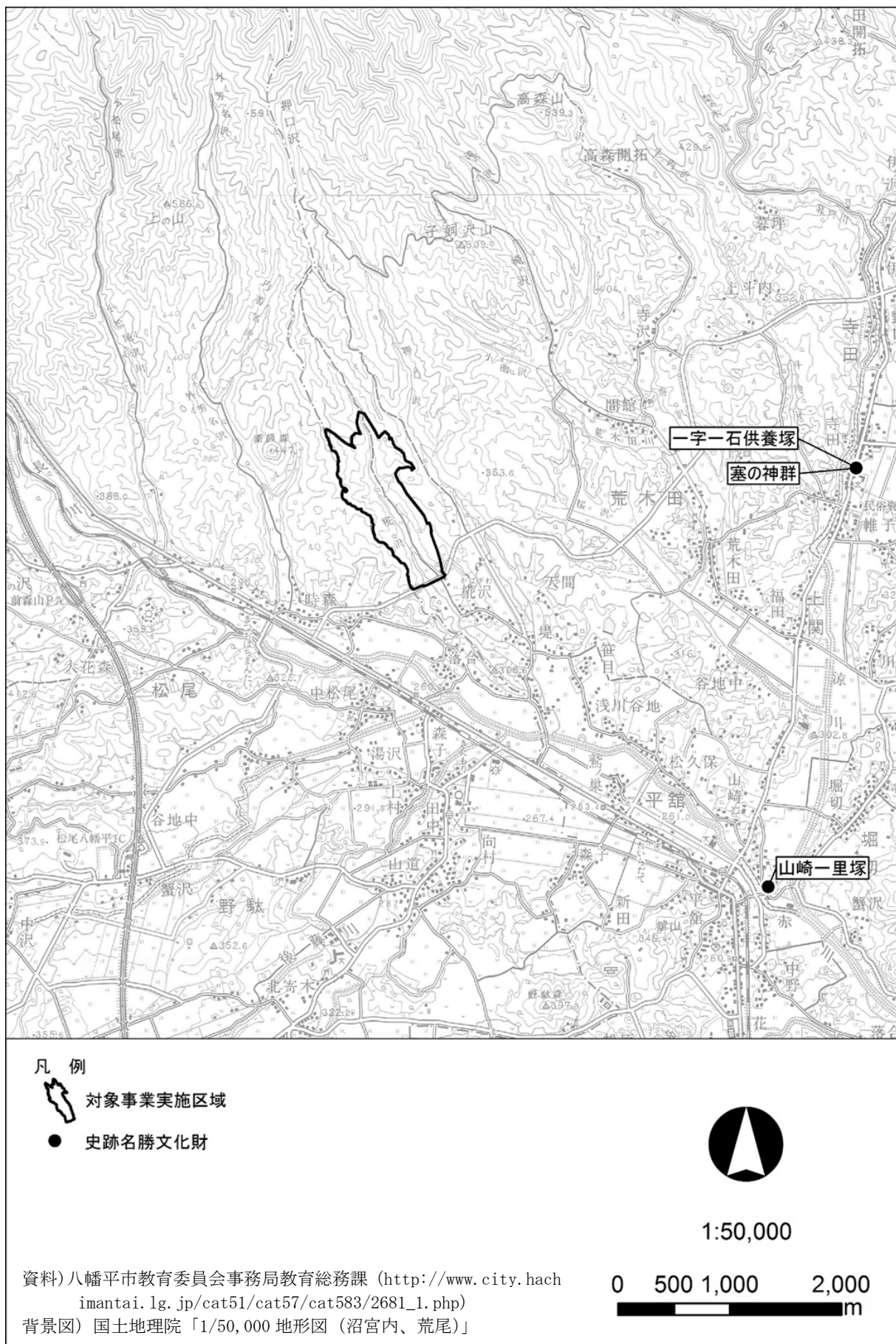


図 3.3-5 史跡名勝文化財位置図

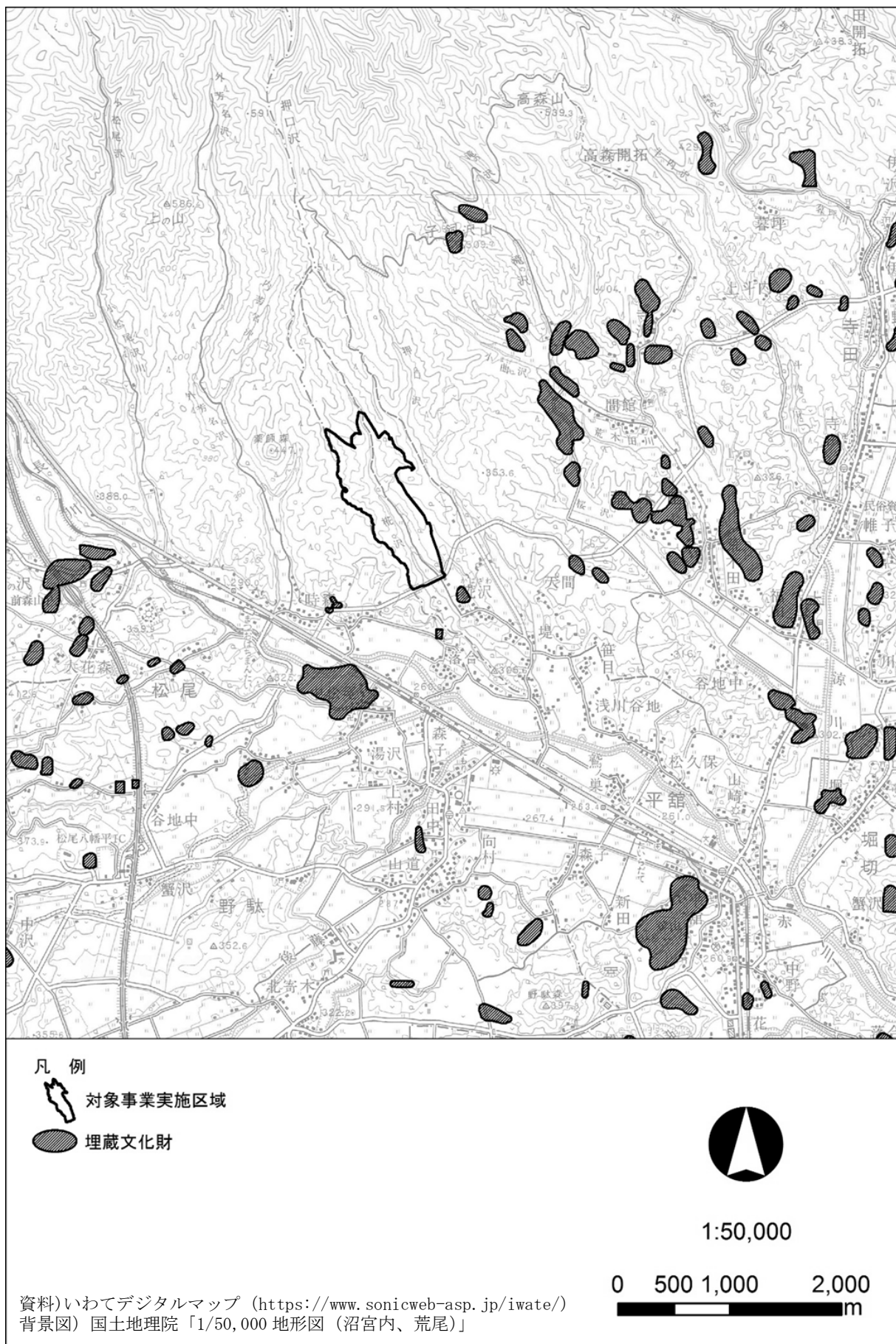


図 3.3-6 埋蔵文化財位置図



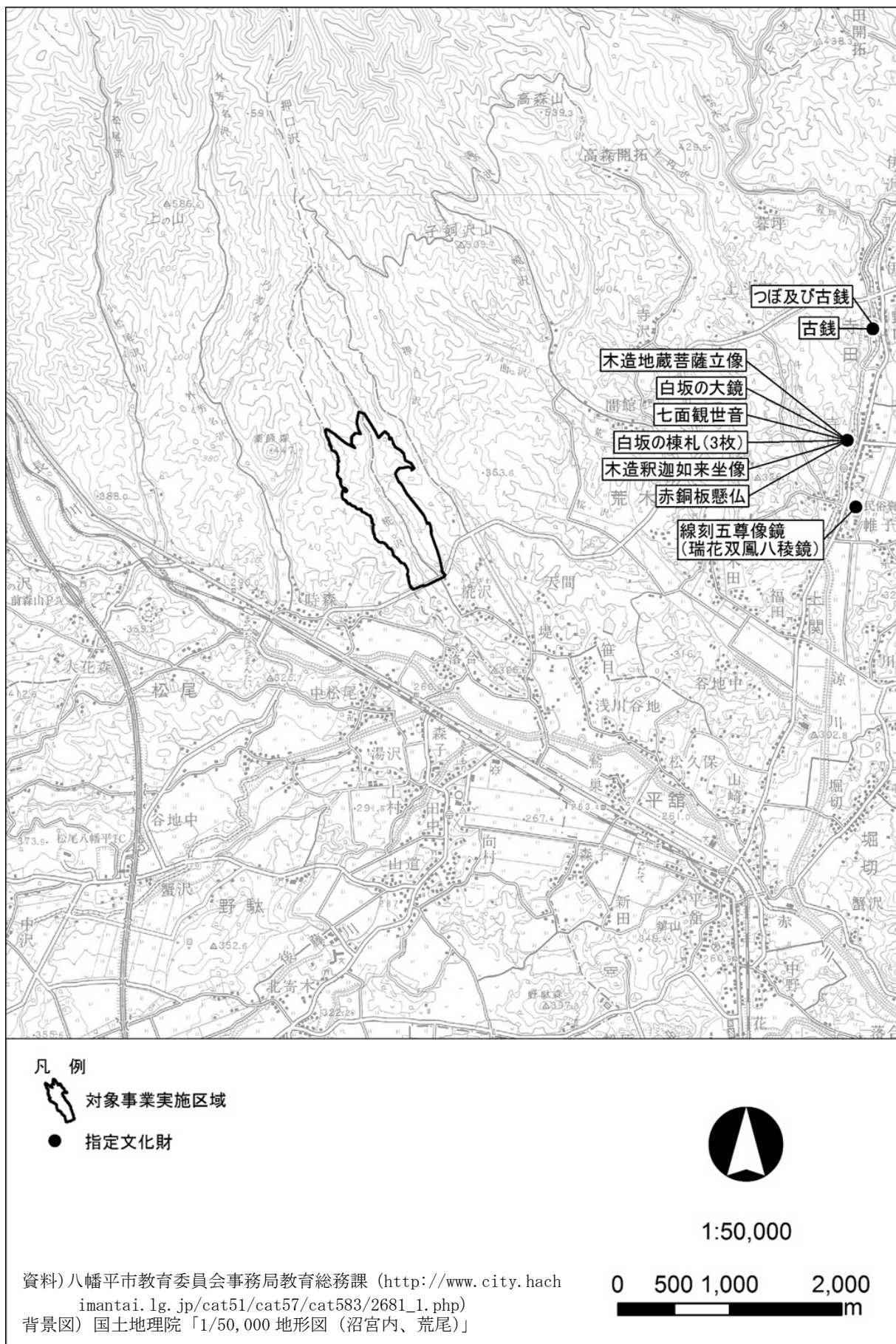


図 3.3-7 指定文化財位置図